

健保だより

秋
2026



香川県 小豆島・寒霞溪の紅葉と寒霞溪ロープウェイ／提供：アマナ

令和7年度 決算の お知らせ

保険料収入の減少および高齢者医療への 拠出金負担により経常収支は赤字

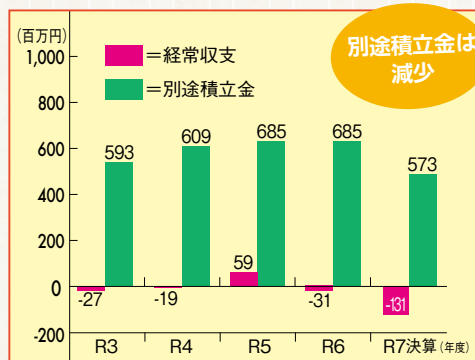
引き続き、効果的な保健事業の 充実・向上に取り組んでまいります

■経常収支差引額および決算残金

経常収入合計	1,143,830千円
経常支出合計	1,275,374千円
経常収支差引額	▲131,544千円

決算残金 39,042千円

■経常収支と別途積立金の推移



トプコン健康保険組合の令和7年度の決算が、去る7月3日に開催された第199回組合会で承認されましたのでお知らせいたします。

当健保組合の令和7年度決算は、収入13億3396万円に対し、支出12億9492万円となり、収支差引額は3904万円の黒字となりました。一方、経常収入11億4383万円に対し経常支出は12億7537万円となり、経常収支差引額は1億3154万円の赤字となりました。赤字分については別途積立金の繰り入れにより対応しています。

収入の柱である保険料収入は11億3387万円となり、前年度の11億6679万円から減少しました。一方で、保険給付費は6億2749万円、高齢者医療制度への納付金・支援金等は5億6088万円に達し、医療費や高齢者支援にかかる支出が財政を大きく圧迫する状況が続いています。

高齢者医療への拠出金のうち、後期高齢者支援金は3億3607万円、前期高齢者納付

金は2億2481万円となっており、高齢者医療関連の負担額は保険料収入の約5割を占めています。少子高齢化の進展に伴い、今後高齢者医療を支える現役世代の負担増が見込まれており、健保財政を取り巻く環境は引き続き厳しい状況にあります。

また、病気やけがの治療のための保険給付費は前年度の5億9597万円から6億2749万円へ増加しました。医療技術の進歩や高額薬剤の保険適用拡大などにより医療費全体が増加傾向にある中で、医療費適正化への取り組みはこれまで以上に重要となっています。

当健保組合では、健診受診率の向上や特定保健指導の推進など、加入者の皆さまの健康保持・増進に向けた保健事業を引き続き実施してまいります。令和7年度の保健事業費は5024万円となり、予防・健康づくりに重点を置いた事業を展開しました。

厳しい財政環境の中においても、皆さまの健康を支える保険者としての役割を果たしながら、安定的な制度運営に努めてまいります。加入者の皆さまにおかれましても、定期健康診断の受診、ジェネリック医薬品の活用、セルフメディケーションの実践など、医療費適正化への取り組みに引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

組合の現況 (令和8年3月末現在)

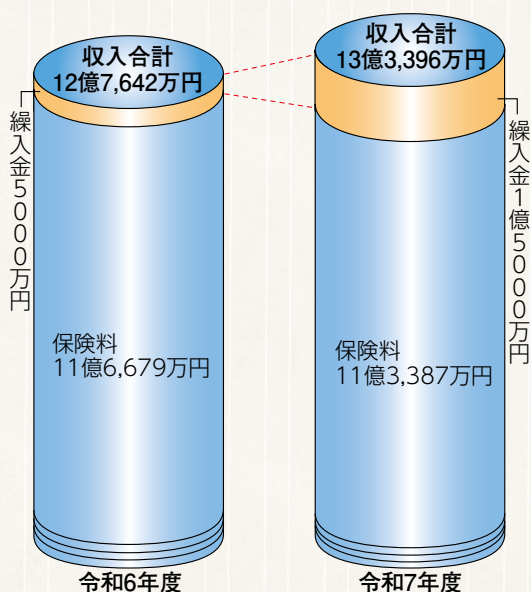
- 被保険者数 1,976人 (男性 1,506人、女性 470人)
- 平均標準報酬月額 440,583円 (男性 474,518円、女性 328,313円)
- 総標準賞与額(年間合計) 3,265,019千円
- 平均年齢 44.64歳 (男性 45.81歳、女性 40.91歳)
- 被扶養者数 1,644人
- 前期高齢者加入率 1.86%

- 健康保険料率 84.060/1,000 (事業主 45.432/1,000、被保険者 38.628/1,000)
- 一般保険料率 82.700/1,000 (事業主 44.698/1,000、被保険者 38.002/1,000)
- 基本保険料率 42.774/1,000 (事業主 23.138/1,000、被保険者 19.636/1,000)
- 特定保険料率 39.926/1,000 (事業主 21.560/1,000、被保険者 18.366/1,000)
- 調整保険料率 1.360/1,000
- 介護保険の対象となる被保険者数 1,237人
- 介護保険料率 17.0/1,000 (事業主 8.5/1,000、被保険者 8.5/1,000)

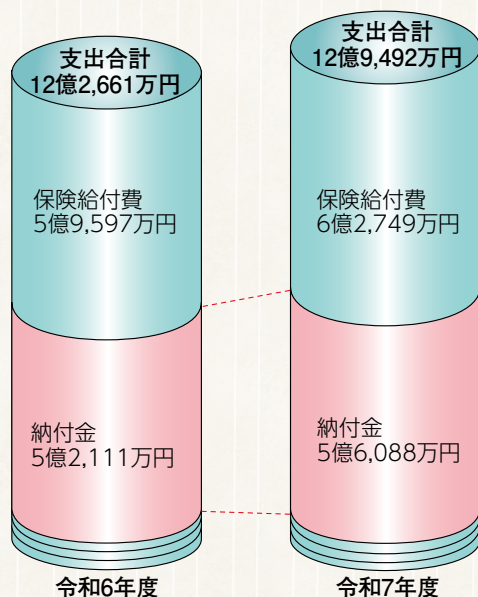
令和7年度 収入支出決算概要

健康保険分

POINT 保険料収入は前年度より減少



POINT 病気やけがの治療などのための保険給付費、高齢者医療への納付金は前年度より増加



POINT 保険料収入、介護納付金は前年度より減少

介護保険分

収 入 (千円)		被保険者1人 当たり収入額(円)
保 険 料	1,133,867	568,639
基 本 保 険 料	586,457	294,110
特 定 保 険 料	547,410	274,529
国 庫 負 担 金 収 入	277	139
調 整 保 険 料	18,780	9,418
繰 入 金	150,000	75,226
国 庫 補 助 金 収 入	2,372	1,190
出 産 育 児 交 付 金	326	163
財 政 調 整 事 業 交 付 金	19,677	9,868
雑 収 入	8,662	4,344
合 計	1,333,961	668,987
経常収入合計	1,143,830	573,636

支 出 (千円)		被保険者1人 当たり支出額(円)
事 務 費	35,973	18,041
保 険 給 付 費	627,490	314,689
法 定 給 付 費	609,836	305,836
付 加 給 付 費	17,654	8,854
納 付 金	560,876	281,282
前 期 高 齢 者 納 付 金	224,810	112,743
後 期 高 齢 者 支 援 金	336,066	168,539
保 健 事 業 費	50,240	25,196
還 付 金	37	19
営 繕 費	920	461
財 政 調 整 事 業 拠 出 金	18,624	9,340
連 合 会 費	598	300
雑 支 出	161	81
合 計	1,294,919	649,408
経常支出合計	1,275,374	639,606

決 算 残 金 39,042千円

経常収支差引額 ▲131,544千円

収 入 (千円)		支 出 (千円)	
保 険 料	170,393	介 護 納 付 金	171,470
繰 越 金	2,000	還 付 金	7
合 計	172,393	合 計	171,477
決 算 残 金		916千円	

マイナ保険証利用時には 電子証明書の有効期限をご確認ください！

マイナンバーカードには利用者証明用の電子証明書が搭載されています。電子証明書の有効期限が切れると、マイナ保険証は利用できません。電子証明書の有効期限は最長5年となっていますので、ご注意ください。

電子証明書(数字4桁)とは

- 電子証明書とは、「ログインした者が、あなたであること」を証明するものです。
- マイナ保険証利用時や、インターネットサイト等にログインをする際に利用します。電子証明書が有効期限を迎えると、一部機能が利用できません。

こんなことに
使います！

- ☒ マイナ保険証としての利用
- ☒ マイナポータルへのログイン
- ☒ コンビニでの住民票等交付サービスの利用



●電子証明書の有効期限は？

電子証明書の有効期限は、年齢を問わず発行日から5回目の誕生日までです。

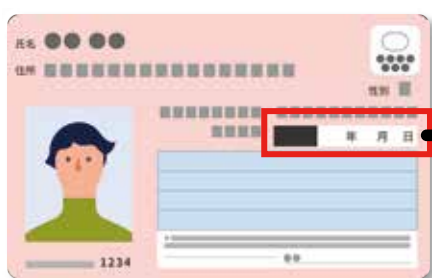
マイナンバーカードそのものの有効期限は？

- ▶ 発行日から10回目の誕生日（未成年者は5回目）までです。
- ▶ マイナンバーカードの更新には、お住まいの市区町村の窓口に行く必要があります。事前申請をして市区町村の窓口で新しいマイナンバーカードと交換します。

※これまでと同様、任意の代理人による受け取りが可能です。方法は市区町村の窓口へお問い合わせください。

●電子証明書の有効期限を確認するには？

マイナンバーカードの券面(下図の赤枠部分)に記載されています。記載がない場合は、マイナポータルからご確認ください。



▲マイナンバーカードの券面

マイナポータル▶



●更新するにはどうしたらよいの？

有効期限の2～3ヵ月前をめぐに有効期限通知書(右図)が送付されます。

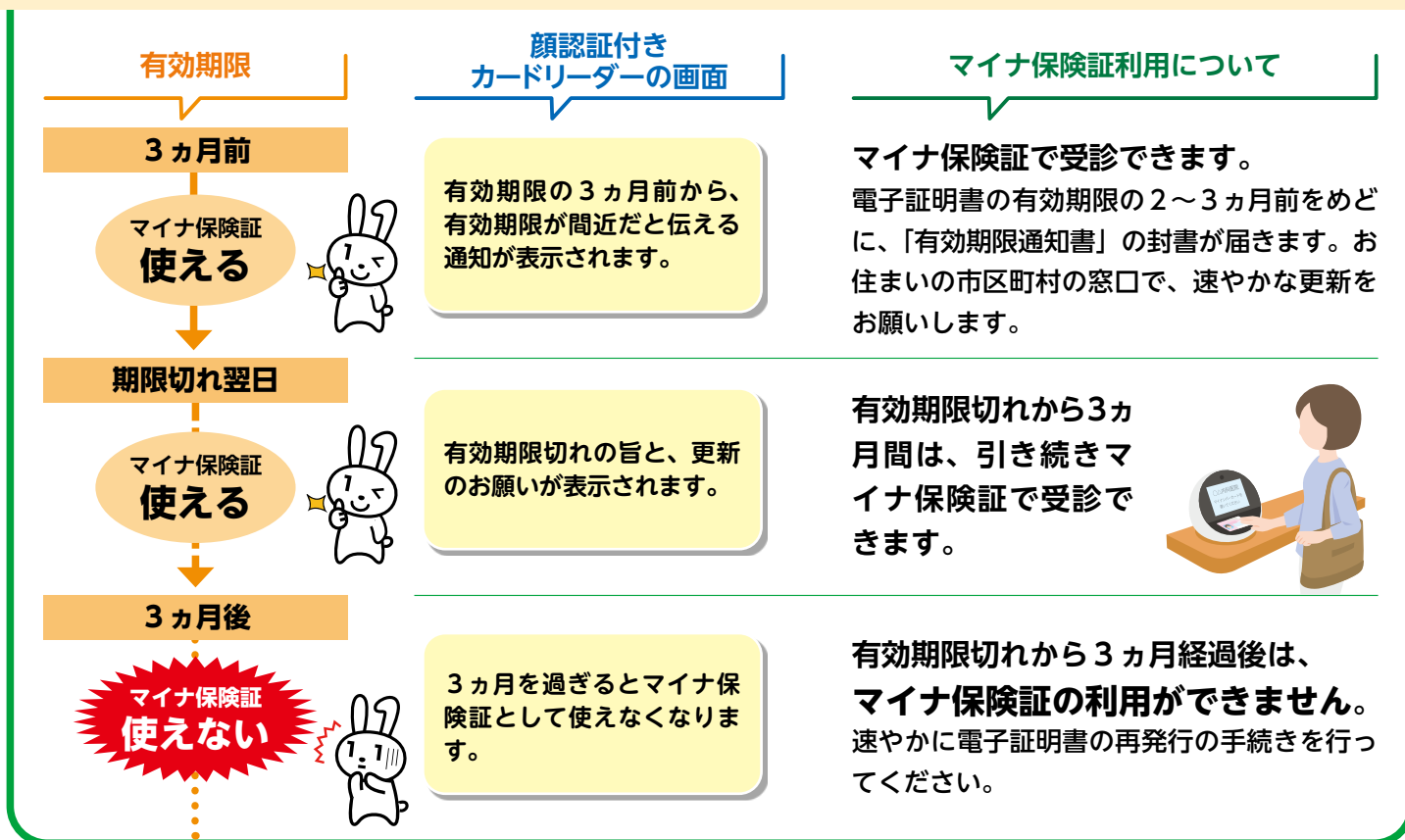
通知が来ていなくても有効期限の3ヵ月前から更新ができます。同封のパンフレットをご一読の上、余裕を持ってお早めにお住まいの市区町村窓口で更新手続きをお願いします。なお、電子証明書の有効期限が切れた後でも、お住まいの市区町村窓口で手続きを行うことで再発行できます。

※電子証明書の更新と再発行の手続きはオンラインではできません。



▲有効期限通知書の封筒

医療機関・薬局に設置されている顔認証付きカードリーダーでも 電子証明書の**有効期限のアラート**が表示されます



マイナ保険証・マイナンバーカードに関するお問い合わせは…



マイナンバー総合
フリーダイヤル

0120-95-0178

5番を選択の上、音声ガイダンスに従ってお進みください。

受付時間(年末年始を除く)

平 日：9時30分～20時00分
土 日 祝：9時30分～17時30分

資格確認書の有効期限、確認しましたか？

資格確認書には有効期限があります！ 有効期限が切れている場合、医療機関や薬局で健康保険の資格確認に時間を要することがあります。

例えば

- 窓口で追加の確認書類を求められる場合がある
- 手続きに時間がかかる場合がある
- 一時的に全額自己負担を求められる場合がある

スムーズな受診のためにも、
お手元の資格確認書の有効期限を
今一度ご確認ください。

※2026年11月末にて有効期限が切れた場合、特に発行申請の必要はなく、健保組合から新しい「資格確認書」が届くので有効期限を確認し、期限内のものを使ってください！

この機会に！ 受診をもっとスムーズに。マイナ保険証の活用を

主な
メリット

1. 保険資格をスムーズに確認
2. 転職や異動後も確認が円滑
3. 医療情報の活用
4. 確定申告の医費管理にも便利

まだ登録がお済みでない方へ

マイナ保険証の利用登録は、マイナポータルや医療機関・薬局の顔認証付きカードリーダーなどで行うことができます。

この機会にマイナ保険証の利用をご検討ください。

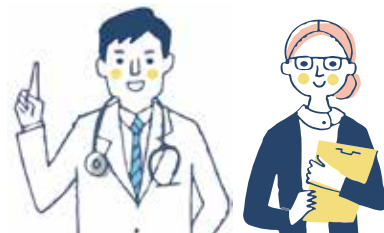


医療費が高額になったとき

健康保険では、医療費の自己負担が際限なく増加しないように自己負担の限度額を設けています。

この仕組みを「高額療養費制度」といいます。

令和8年8月より「高額療養費制度」の見直しが行われています。



令和8年8月からの高額療養費制度見直し 3つのポイント

①

月ごとの自己負担限度額が、
所得に応じて
引き上げられました

②

多数回該当の限度額は、
今回の見直しでは
変更されません

③

1年間（8月～翌年7月）の
自己負担合計に「年間上限」が
新設されました

医療費の自己負担が限度額までに抑えられる

高額療養費制度では、被保険者の年齢や収入（標準報酬月額）に応じて、月ごと（毎月1日～末日）の自己負担限度額が定められており、限度額を超えた分は、健康保険が負担します。マイナ保険証を医療機関の窓口で提示することで自動的に適用されるため*、事前の手続きは必要ありません。

*マイナ保険証以外の方法で受診する場合は事前に限度額適用認定証を取得して、医療機関の窓口で提示が必要となります。

また、同じ世帯で直近12ヵ月以内に高額療養費が適用された月数が3ヵ月に達した場合、4ヵ月目からは「多数回該当」が適用されます。多数回該当になると、通常よりも低い自己負担限度額が設定されるため、窓口での支払いがさらに抑えられます。



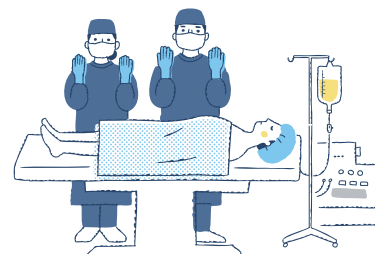
令和8年8月より自己負担限度額が引き上げ

高齢化の進展や医療の高度化などによって医療費が増大する中で、将来にわたり高額療養費制度を維持していくために、制度の見直しが行われています。

令和8年8月からの主な変更点として、月額自己負担限度額が所得に応じて引き上げられました。例えば、年収約370万円～770万円の方の場合は、限度額が5,700円程度引き上げられています。なお、長期に継続して治療を受けている方の経済的負担に配慮し、

多数回該当については据え置きとなっています。

さらに、令和9年8月からは、応能負担の観点から所得区分をより細分化した上で、さらなる自己負担限度額の見直しが行われます。



新たに年間上限が新設

多数回該当に該当しない長期療養者の経済的負担に配慮する観点から、令和8年8月より、新たに1年間（8月～翌年7月）の自己負担の合計に上限を設ける年間上限が導入されました。これにより、月単位の自

己負担限度額に到達しない方であっても、年間の自己負担が上限に達した場合には、いったん窓口で支払った後、超えた分が保険者（健康保険組合、協会けんぽ等）から払い戻されます。

表●令和8年8月から令和9年7月までの自己負担限度額等 【70歳未満】

所得区分	1ヵ月の自己負担限度額	多数回該当	年間の自己負担限度額
年収約1,160万円以上 標準報酬月額83万円以上	270,300円+ (総医療費-901,000円) ×1%	140,100円	168万円
年収約770万円以上 標準報酬月額53～79万円	179,100円+ (総医療費-597,000円) ×1%	93,000円	111万円
年収約370万円以上 標準報酬月額28～50万円	85,800円+ (総医療費-286,000円) ×1%	44,400円	53万円
年収約370万円以下 標準報酬月額26万円以下	61,500円	44,400円	53万円*
低所得者 (住民税非課税)	36,900円	24,600円	29万円

*標準報酬月額15万円以下の所得区分に該当することが確認できた方は年間上限41万円が適用され、令和9年8月以降に払い戻されます。

※70歳以上75歳未満の方の自己負担限度額は別途、定められています。

Q&A よくある質問

Q どのような場合が、高額療養費の対象となりますか？

A 同一の医療機関で1人が1ヵ月（1日～末日）に支払った保険診療の自己負担額の合計が、所得区分に応じた自己負担限度額を超えたときに



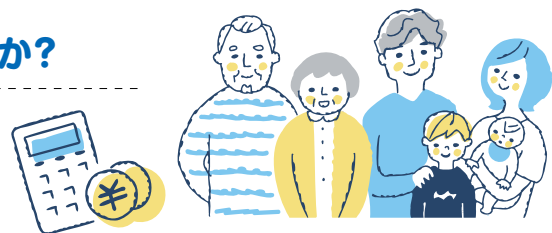
高額療養費の対象となります。医療にかからない場合でも必要となる入院時の「食費」「居住費」、患者の希望によってサービスを受ける「差額ベッド代」「先進医療にかかる費用」等は、高額療養費の対象とはなりません。

なお、月をまたいだ医療費は合算できないため、例えば月末に入院して翌月に退院した場合は、それぞれの月ごとに計算されます。受診のタイミングによっては限度額を超えない場合もあります。

Q 家族それぞれの医療費を合算して、高額療養費を申請することはできますか？

A 同じ健保組合に加入している家族（被保険者・被扶養者）であれば、同じ月の自己負担額を合算して計算することができます。合算した額が自己負担限度額を超えた場合、高額療養費が適用されます。

ただし1つの医療機関での自己負担額が21,000円以上のものだけが合算の対象となり



ます。21,000円未満の自己負担額は合算できませんのでご注意ください。

※70歳以上75歳未満の方については、金額にかかわらずすべての自己負担額が合算の対象となります。

流行前に接種しよう！



インフルエンザワクチン

インフルエンザは例年12月ごろから流行し始め、1月末から3月上旬にかけて流行のピークを迎えます。効果的な予防のためにはワクチン接種が重要ですが、接種後に十分な効果が表れるまでには約2週間かかります。

そのため、インフルエンザの流行が本格化する前である12月中旬までにはワクチン接種を受けましょう。

ワクチンは、インフルエンザを発症する可能性を減らし、万が一発症した場合でも重症化を防ぐ一定の効果があるとされています。ワクチンを接種しなかった人の発病リスクを基準とすると、接種した人の発病率リスクは、相対的に60%減少しています。また、インフルエンザウイルスの流行株は毎年少しずつ変異しますので、毎年ワクチン接種を受けるようにしましょう。

ワクチンの効果

**高齢者福祉施設に入所している
65歳以上の人**

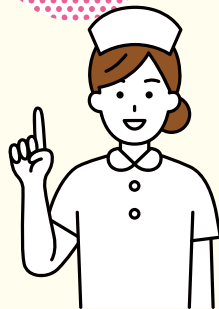
・発病を34～55%阻止 ・死亡を82%阻止

6歳未満の子供

・発病防止に対する有効性が41～63%

3歳未満の子供

・発病防止に対する有効性が42～62%



特にワクチン接種が 推奨される人

65歳以上の高齢者

子供

(乳幼児や小学校低学年など)

ぜんそく、糖尿病などの持病のある人

妊婦

上記の人と同居している人

出典：2025-26期の季節性インフルエンザワクチンの接種に関する日本ワクチン学会の見解

ワクチン接種以外の対策も忘れずに



**十分な栄養と
睡眠をとり
免疫力を高める**

**インフルエンザウイルスが
体内に侵入しにくい
生活環境をつくり、
免疫力を高めて
重症化を予防しましょう。**

**小まめに
手洗いをする**



**外出時はマスクを
着用し、人混みは
なるべく避ける**



**加湿器などで
部屋の湿度を
50～60%に保つ**

巡回接種(医療機関が来て勤務地で接種)は被保険者の費用負担無し。

巡回接種の時期	板橋地区	《オプト》	《山形》
	10/19 ~ 23	11/24	日程調整中(別途ご案内)

●医療機関に行って健保の費用補助を受ける場合の補助費用は3,000円/年1回

●補助金申請開始のご案内を、9月下旬頃に健保ニュースでもお知らせいたします。

